

関東東北地方鉱山保安協議会東北地区部会運営要領

平成 18 年 5 月 23 日

東北地区部会長

榎 本 兵 治

(会議の招集)

第 1 条 部会長は、次の各号の場合に会議を招集する。

- ① 関東東北地方鉱山保安協議会運営規程第 10 条の規定に基づき、関東東北地方鉱山保安協議会長（以下「会長」という。）から事案の付託を受けたとき。
- ② 部会に属すべき委員の定数の 3 分の 1 以上にあたる委員が連名で会議の招集を求めたとき。
- ③ その他部会長が必要と認めたとき。

2 会議の招集は、文書その他適当な方法で招集日の 5 日前までに各委員に対して行わなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(議事運営)

第 2 条 会議は部会長が主宰する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する者が臨時に前項の職務を行うことができる。

第 3 条 委員の発言は、部会長に従わなければならない。

2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べ、又は説明させることができる。

第 4 条 会議は、原則として、会議の公開、議事録及び配付資料の公開などを行うことにより、透明化の措置を講ずる。ただし、部会長が必要があると認めるときは、会議、議事録又は配付資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 傍聴人は、会場において部会長の指示に従わなければならない。

3 部会長は、前項の指示に従わない者を退場させることができる。

(代理人)

第5条 委員はあらかじめ部会長の同意を得て、代理人1名を選任することができる。

2 代理人は委員に事故ある時は、その委員に代わって会議に出席し、意見を述べ、又は議決に参加することができる。

3 前項の規定により代理人が会議に参加するときは、その委員が出席して意見を述べ、又は議決に参加する者とみなす。

4 欠席委員は書面により、他の委員にその議決権を委任することができる。この場合、当該欠席委員については出席したものとみなす。

(議事録の送付)

第6条 部会長は、会議を開催したときはその議事録を会長に送付しなければならない。

(運営要領の改正)

第7条 部会長は、この運営要領を改正しようとするときは部会に諮らなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則 この運営要領は平成18年5月23日から適用する。